

# 福祉医療費助成制度についての お知らせ



市ホームページ  
(医療費助成)

令和6年  
9月から

問合せ先 市民課医療年金グループ (☎84-5005)

## 県内医療機関での窓口無料化の対象年齢を中学生まで拡大します

福祉医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。医療機関で受診した場合、その医療費の自己負担額を助成します。

現在、未就学児に限り、現物給付(窓口無料化)を導入していますが、受診環境を整え、さらなる子育て支援の充実を図るため、**令和6年9月診療分から窓口無料化の対象を中学生(15歳年度末)まで拡大します。**

令和6年9月1日以降は、現物給付に対応した受給資格証を医療機関の窓口へ提示してください。



### 窓口無料化の 対象年齢

#### 現物給付

健康保険証等(※)と現物給付に対応した受給資格証を提示し、医療機関を受診



※国民健康保険加入者で、入院や外来で高額な治療を受ける場合は、限度額適用認定証の提示も必要です。



**窓口負担無料!**



- ▶令和6年9月からは、小・中学生も現物給付の対象になります。「一人親家庭等福祉医療」、「心身障害者福祉医療」で認定されている小・中学生も現物給付の対象です。
- ▶現物給付による受診ができない県外受診分は、亀山市へ領収書の原本を持参し、申請することで、償還払いにより助成を受けることができます。

#### 償還払い

健康保険証と受給資格証を提示し、医療機関を受診、窓口で自己負担分を支払い



**受診月から2～3カ月後、**

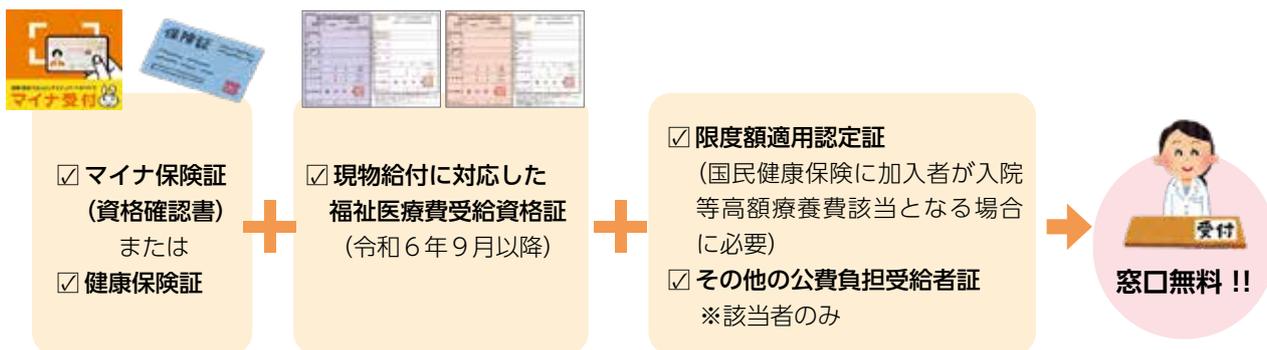
**口座に助成額が振り込まれます!**

- ▶後期高齢者医療加入者で「65歳以上心身障害者医療」の資格をお持ちの人は、受給資格証の提示は不要です。また、助成額の振り込みは、受診月から6カ月後の月末です。

### 助成方法の違い

	令和6年8月診療分まで	令和6年9月診療分から
未就学児	現物給付 (窓口無料)	現物給付 (窓口無料)
小学生	償還払い (受診から2～3カ月後に口座へ振り込まれる)	
中学生		

## 現物給付で医療機関の窓口で提示していただくもの



## 「福祉医療費助成現物給付に関するQ&A」

### Q1 現物給付で助成を受ける場合は、すべての費用が無料になるの？

**A** 保険適用となる医療費については、窓口での支払いはありません。ただし、健康診断や予防接種、入院時の個室代など保険適用外の費用やスポーツ保険を受けられる場合は、窓口での支払いが必要です。また、入院時の食事代も助成の対象外となります。

### Q2 県内の医療機関を受診したときに、現物給付に対応した新しい受給資格証を提示できなかった(忘れた)場合はどうなりますか？

**A** 医療機関へ医療費をお支払いください。後日、受給資格証を医療機関へ提示していただくことで、償還払い方式で助成します。

### Q3 三重県外の医療機関を受診するときはどうすればいいですか？

**A** 三重県外の医療機関を受診した場合は、これまでどおり領収書(保険適用・適用外の分かるもの)と受給資格証を市民課医療年金グループまたは地域サービス室に持参の上、手続きを行っていただくと、償還払い方式で助成します。

### Q4 治療用装具を作成した場合は、どうなりますか？

**A** これまでと同様に、あらかじめご加入の健康保険者に療養費の支給を申請した後、①健康保険者発行の支給決定通知書等(支給額が記載されているもの)②医師の証明書(写し可)③領収書(写し可)④受給資格証  
上記①②③④を市民課医療年金グループまたは地域サービス室に持参の上、お手続きください。

### ご注意ください！

### スポーツ保険対象の場合は、受診の際必ず医療機関に申し出てください

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校などの管理下での負傷・疾病は、日本スポーツ振興センター災害共済(スポーツ保険)の給付対象となります。

その場合、医療費は福祉医療費の助成対象外となり、福祉医療費の助成を受けた場合は返還する必要がありますので、受診の際は、必ず「保育所や学校などでけがをした」と医療機関に申し出てください。スポーツ保険の対象となる医療費は、現物給付の対象者であっても窓口での支払いが必要です。



## 令和6年9月から福祉医療費助成制度の受給資格を更新します

毎年9月1日は、福祉医療受給資格の更新日です。受給資格更新の審査の結果、対象者には、令和6年8月下旬に新しい受給資格証(紫色)を送ります。なお、子ども医療の資格をお持ちの中学生には、中学校卒業までの資格証を交付済みですが、9月からの現物給付に対応した受給資格証(朱色)を再送しますので、**必ず差し替えをお願いします。**



### 現物給付

平成21年4月2日以降生まれ  
(令和6年4月に中学3年生以下の人)



### 現物給付

**子ども医療の受給資格者で、次の年齢の人のみ**

平成21年4月2日～  
平成25年4月1日生まれ  
(令和6年4月に小学6年生～  
中学3年生の人)



### 償還払い

左記以外の福祉医療費受給資格者

※古い受給資格証では現物給付(窓口無料)になりませんので、ご注意ください。

**一人親家庭等医療費受給資格をお持ちの人は、年度更新の審査に調書の提出が必要です**

一人親家庭等医療費受給資格をお持ちの人は、9月1日の更新に向けて、調書の提出が必要です。調書が未提出の人は、受給資格の更新ができませんので、至急、市民課医療年金グループ(本庁)または地域サービス室(関支所)へ提出してください。

## 福祉医療費助成制度を維持するため、適正受診にご協力ください

福祉医療制度を今後も維持するため、適正受診を心掛けましょう。医療費助成制度は、市民の皆さんや医療機関のご理解とご協力によって支えられています。

適正受診とは、できるだけ医療機関にかからないようにするものではなく、上手に医療機関にかかることで、医療機関の受け入れ態勢を整え、必要なときに必要な医療を受けられるようになるものです。

体の不調を感じたら早期に受診することで、皆さんの健康を守ることはもちろん、医療費を抑えることにもつながります。

### 適正受診のポイント

- 体の不調を感じたら早期に受診をしましょう
- かかりつけの医師を持ちましょう
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう
- 夜間・休日の受診は緊急性の高い患者さんを受け入れるためのものなので、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう
- ジェネリック医薬品の利用を検討しましょう



## 福祉医療受給資格認定・変更手続きはお済みですか？

9月1日以降の受給資格は、令和5年中の所得で判定されますので、これまで所得超過などの理由により受給要件に該当しなかった人も、所得の変動や世帯状況の変化により受給できる場合があります。

また、下表の受給要件を満たす人で、受給資格証をお持ちでない人は、受給資格認定申請手続きを行ってください。なお、現在受給資格のある人で、健康保険証や振込口座に変更があった場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

※手続きに必要なものは、助成の種類によって異なりますので、事前に市民課医療年金グループへお問い合わせください。

### 対象者と受給要件

	医療費助成の種類		
	子ども医療費助成	心身障害者・65歳以上心身障害者医療費助成	一人親家庭等医療費助成
対象者	●出生～15歳到達年度末(中学生)の子ども	●身体障害者手帳1級～4級を所持する人(4級は亀山市の独自制度) ●療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)をお持ちの人、または知能指数が50以下の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人(通院にかかる医療費のみ助成対象)	●出生～18歳到達年度末までの児童を養育している一人親家庭などの父母およびその児童 ●父母のいない出生～18歳到達年度末までの児童
所得制限	なし	あり(所得制限限度額表参照)	あり(所得制限限度額表参照)
要件	●市内に住所を有する人 ●健康保険に加入している人		
対象医療費	●各医療保険法などの規定による自己負担相当額 ●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人の障害者医療費は、通院分のみが助成対象です。		
窓口負担無料化	●中学生(15歳年度末)までの医療費は、県内の医療機関で受診した場合、窓口での支払いはなく、その場で助成が受けられるため、窓口負担が無料になります。(※現物給付)		

### 所得制限限度額表

扶養親族などの数	医療費助成の種類				
	子ども医療費助成	心身障害者・65歳以上心身障害者医療費助成		一人親家庭等医療費助成	
		本人所得額	配偶者・扶養義務者等所得額	本人所得額	扶養義務者等所得額
0人	所得制限なし	360万4,000円	628万7,000円	272万円	316万円
1人		398万4,000円	653万6,000円	310万円	354万円
2人		436万4,000円	674万9,000円	348万円	392万円
3人以上		1人増えるごとに38万円を加算した額	1人増えるごとに21万3,000円を加算した額	1人増えるごとに38万円を加算した額	
基準	市独自	県制度と同等	県制度と同等	県制度に上乘せ	県制度に上乘せ

※一人親家庭等医療費は、同居する別世帯の家族も所得制限の対象になります。

※各種控除があるため、所得額については目安としてください。